

## 勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

### 1 改定の内容

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を307,800円とすること。

(3) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成27年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分(再任用職員にあっては、0.4月分)とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分(再任用職員にあっては、0.5月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分)とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とする。

## 2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアについては平成27年12月1日から、1の(3)のイについては平成28年4月1日から実施すること。